

躍進コースに係るFAQ（随時更新していきます。）

	問No.	質問	回答
事業全般について	1	技術シーズの持ち主は、必ずチーム員として参画しなければならないのか。	必ずしもチーム員（助成事業の実施体制上の研究員）として参画する必要ありません。助成事業を遂行する上で必要な技術シーズは、助成事業者が支障なく利用でき、かつ、事業終了後の事業化にも支障が無く利用できることが必須となります。
	2	技術シーズは必ず応募代表者が持っているなければならないか。	応募代表者が持っている必要はありません。
	3	同一の研究開発課題で、科研費等、他の補助金の交付を受けている場合（または受けようとしている場合）、留意すべき点は何か。	既に他の補助金等の交付を受けている場合、応募の内容（開発課題や開発内容等）を確認し、同一のものと判断した場合には、重複排除の観点から採択を行わない場合があります。反対に、異なるものと判断した場合には、採択の対象となることがあります。また、他の補助金等の交付を受けようとしている場合には、採択後にどちらを選択するのか確認させていただきます。
	4	地方公共団体から補助金を受けているが、応募は可能か。	国費以外の補助金であれば応募は可能です。
	5	NEP事業で交付された資金を活用し、大学等の設備を用いて研究して良いか。また、その設備使用料は資金から拠出可能か。	NEP事業で必要であれば、大学等の内規に基づき、大学等において研究をしていただくことは可能です。また、その際に設備使用料が必要であれば、交付した資金を使用することも可能です。
	6	事業終了後、交付された資金で取得した資産の扱いはどうなるのか。	取得した時点でその所有権は助成事業者に帰属しますが、補助金適正化法等に基づき、当該資産に対し処分制限がかかり、助成事業者として適切に管理していただく必要があります。
	7	応募に当たり、技術シーズについて特許などの知財を取得している必要はあるか。	技術シーズについて、特許等の知財を取得している必要はありません。
	8	特許取得前の情報など、機密性の高い情報を含めてカタライザーに相談することや、報告会で発表する場合、当該情報の秘密は守られるのか。	カタライザーについては、業務中に知り得た秘密の漏洩や盗用等を行わない旨、委嘱時に承諾していただきます。また、一般公開されていない報告会については、参加者には守秘義務が課せられ、その会で知り得た情報を他に漏らさない旨の誓約を事前にいただいた上で参加することになっています。一般公開されている報告会については、発表内容についてご自身でご判断ください。
	9	共同研究費を助成対象費用として計上可能とのことだが、共同研究先が民間企業でも助成対象になるか。また、共同研究先を複数とすることは可能か。	共同研究先が民間企業の場合には、当該共同研究費は助成対象費用として計上できません。共同研究先が国内の学術機関等の場合のみ、助成対象になります。共同研究先の数について制限はございません。（「学術機関等」については公募要領をご確認ください。）
	10	本事業において、どの程度のレベルまでの試作品（プロトタイプ）の完成が求められるのか。	採択後に作成していただく事業の実施計画の中で、目標として試作品の完成度（レベル）を設定していただくことになります。
	11	躍進500、躍進3000の採択予定件数と過去の採択率を教えてください。	躍進500、躍進3000の採択予定件数及び過去の採択率についてはお答えいたしかねます。ただし、躍進カーブアウトAの採択予定件数は10件、躍進カーブアウトBの採択予定件数は20件となっています。
	12	これから法人を設立する予定だが、躍進500、3000、躍進カーブアウトBに応募することは可能か。	応募可能です。ただし、採択後、交付申請時には法人を設立していることが必須の条件となります。
	13	共同提案を行うことは可能か。	躍進コースでは共同提案者の受付は行っておりません。
	14	躍進3000、躍進カーブアウトBの二次審査における経営者面談とは何か。	助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めることなどを確認させていただきます。また研究実施場所等についても確認させていただきます。
	15	条件付き採択後に交付申請書を作成する際、提案書から内容を変更してもよいか。	基本的には変更できませんが、担当事業カタライザーと調整の上、実施計画をブラッシュアップする過程で担当事業カタライザーが了解した場合は、元のテーマの範囲内において修正可能です。ただし、事業者だけの意思で、大きく内容を変える事は出来ません。
	16	「2. 応募要件」の躍進3000、躍進カーブアウトBの申請に必要な「出資関心願/出資関心確認書」の記載方法について詳しく知りたい。	提案者及び出資関心者（VC等）とも押印は不要です。手書きによる作成、ワードによる作成、どちらでも結構です。また、出資関心者はVC等の代表者である必要はありませんが、出資検討を行うことができる責任者(役職者)に記載いただけてください。なお、「VC等」については、要件を満たせばCVCやアクセラレーターでも問題ありません。要件の詳細は公募要領をご確認ください。（本書類の提出数は特段指定しておりません。）また、提案者及び出資関心者に課せられる義務（マイルストーン達成時に必ず出資する、など）はありません。
	17	2024年度にNEP躍進500に採択され、2025年8月末に事業を終了予定だが、2025年度公募の躍進3000もしくは躍進カーブアウトBに同じテーマで応募することは可能か。	基本的に同一テーマ名での応募は不可になります。ただし、既採択の内容（開発課題等）とは異なり、発展させた内容等であれば応募は可能ですが、審査の過程においてその違いについての説明を求める場合があります。
	18	応募する法人内に海外在住の者がいる場合や、法人の代表者が外国人の場合、応募は可能か。また、代表となる主任研究員が海外在住でも問題ないか。	公募要領に記載している要件を満たせば、応募可能です。「日本国内で事業活動の開始や資金調達を目指している者」、また「採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること」等を要件として記載していますので、詳細は躍進500・3000は公募要領P.6、躍進カーブアウトA・Bは公募要領P.7をご確認ください。なお、主任研究員など、NEP事業を遂行していく上で重要な役割を担っている方が上記要件に該当しない場合は、採択の対象とならない場合があります。

19	合同会社の持ち分を外国の会社が有している場合、応募は可能か。	外国の会社が持ち分を有している場合であっても、躍進3000の場合は公募要領P7～8、躍進カーブアウトBは公募要領P8に記載しました法人の条件を満たしていれば、応募可能です。
20	すでに事業活動を行っている法人による「新規事業」は、今までの事業と方向性の異なる事業でない応募対象にはならないのか。例えば、試作品の性能向上や製品の量産化に向けた取り組みについては、応募対象になるか。	本事業で開発するものは、応募者及びその所属機関が既に活動している事業とは異なる、新たな事業を創出しようものである必要があります。「新規事業」について、判断に迷う場合は、NEP事務局へメールでお問い合わせください。
21	本事業は、出資や融資を受けていないスタートアップ向けの助成事業と理解しているが、公募の開始前にVC等から出資・融資を受けていた場合、応募はできないのか。	躍進500・3000については、公募の開始前までにVCや金融機関等から出資・融資を受けていたとしても、その金額が、本事業への提案額に満たない場合には、応募は可能です。また、躍進カーブアウトについては、出資・融資に係る要件は設けておりません。
22	既にVCや金融機関等から出資・融資を受けているが、それは法人の運転資金用であり、本事業に提案する研究開発の事業化用ではない。この場合、当該出資・融資額は「提案額以上の出資・融資等」にカウントされるのか。	原則、躍進500・3000の場合、今回の提案額以上の出資・融資をVC等から受けている場合には応募できません。但し、出資契約書等により、当該出資・融資が事業化に向けた資金ではないことが明示出来る場合には、その限りではありません。
23	躍進カーブアウトBの場合、カーブアウト元（既存法人）の子会社が応募することは可能か。可能な場合、どのような要件があるのか。	原則、カーブアウト元（既存法人）の「子会社」、「関連会社」となる法人は応募できません。但し、子会社等であっても、VC等からの「出資関心願/出資関心確認書」を提出できる場合にはその限りではありません。詳しくは公募要領をご確認ください。
24	主任研究者 研究経歴書に記載する特許は、最近5年間の「出願」と「権利化（特許登録）」のどちらを記載すればよいか。	「出願」「権利化」のどちらでも自由にご記載ください。
25	学生（例えば大学生や大学の博士課程に在籍している者）でも応募可能か。	応募可能です。所属や年齢に関する制限はございません。
26	提案書を提出するに当たり、情報の流出が心配である。機密性が高い内容は詳細説明を避けた方がよいか。その場合、提案書の評価が下がることはないか。	ご提出いただいた提案書について、NEDOとして情報管理は徹底しておりますが、記載いただく内容は、ご自身でご判断ください。特許等の技術情報については、公募要領「6.12. 特許出願の非公開に関する制度の留意点」をご確認ください。秘匿情報が多く、提案書の内容から技術等を読み取ることが困難な場合は、審査が困難になることがあります。
27	「賃金を引き上げる旨の表明資料」や「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」は、提出対象は法人のみであり、応募時に個人の場合には提出できない。これらの書類を提出すると加点されるとのことだが、個人応募者には不利に働くのではないか。	本措置につきましては、政府の方針を踏まえた制度上の対応となりますこと、ご理解いただければ幸いです。
28	仮に躍進3000に応募する事業の総費用が3,200万円だった場合、200万円については助成対象にはならないため、総費用を3,000万円以内に調整する必要があるのか。	ご質問のケースにおいては、総費用を3,000万円以内に調整する必要はありません。提案書において、NEP事業に必要な総費用は3,200万円、うち助成対象費用は3,000万円と明示していただければ結構です。なお、助成金の上限額は3,000万円であるため、超過分の200万円は自己にて資金を調達していただくことになります。
29	研究開発体制に共同研究先を加える必要があるのか。また、共同研究先を加える場合、先方との共同研究契約は応募時までに完了している必要があるか。	ご提案いただく事業の遂行が自社のみで可能な場合には、体制に共同研究先を加えることは必須ではありません。また、応募時までに共同研究契約を締結している必要はありませんが、事業の遂行に支障が無いよう、共同研究先とは事前に契約締結に係る調整を行っていただくことを推奨します。
30	NEP事業に必要と見込まれる費用を記載する「項目別明細表」について、現時点での概算の費用額を記載すればよいか。応募時点で見積書等の取得が必要か。	提案書に記載いただく費用につきましては、ご理解のとおり、提出時点の概算額を記載していただければ良く、見積書等の取得は求めておりません。
31	2025年度の躍進500に採択された場合、次年度以降の躍進3000に応募することは可能か。	可能です。 ただし、躍進500と躍進3000の事業期間の重複は認められませんので、応募のタイミング等を考慮していただく必要があります。
32	躍進500・3000について、応募法人への大企業等の出資比率に条件はあるか。	「みなし大企業に該当しない」などの条件があります。詳細は躍進500・3000の公募要領P7、31、32をご確認ください。
33	提案者や主任研究員は、大学等のアカデミアに所属する者でなければならないか。過去の研究実績や研究開発の遂行能力が審査対象になるのか。	提案者や主任研究員が、大学等の研究機関に所属している必要はありません。研究開発遂行能力の確認の観点から、主任研究員の研究経歴書の作成、提出を併せてお願いしているところです。
34	VC等からの「出資関心願/出資関心確認書」を提出し、躍進3000に採択された後に、事業期間中やその終了後において、結果的に出資を受けられなかった場合、交付決定の取り消しや助成金の返還といったペナルティはあるか。	ご提示のケースにおいて、採択後に出資関心確認書等を発行したVC等から出資を得ることが出来なくても、そのことを理由にして、助成金の返還を求めることはありません。
35	過去にNEP事業等、NEDOの助成事業に採択されている場合、提案書類にその旨明記する必要があるか。	NEDO事業等の採択実績につきましては、提案書類に明記していただくようお願いします。 具体的には、提案書の本文7「類似の研究開発及び研究費の応募・受け入れ状況」に記入欄がございますので、よろしく願いたします。
36	応募法人の代表者等と共同研究先のメンバーが同一である場合、利益相反関係に該当するか。	基本的には、利益相反関係に該当すると認識します。ただし、その場合「利益相反関係にはならないこと」の妥当性等を持って説明ができる場合には、その限りではありません。

	37 法人設立がまだ出来ていないが、e-Radへの登録はどのようにすれば良いか。共同研究先の研究員はe-Radに登録が必要か。	応募時に法人が設立前である場合にはe-Radへの登録は不要です。法人設立後に登録してください。また、共同研究先のe-Radへの登録は不要です。
助成金・助成対象について	38 助成金には、消費税分が含まれるのか。	免税事業者については、助成金に消費税分が含まれます。ただし、消費税の仕入税額控除を適用している課税事業者の方については、消費税は助成金に含まれません。 助成金の交付を受けて事業を実施する方が課税仕入れを行った場合、収入状況等によって異なりますが、確定申告の際に仕入税額が控除となることも想定されます。助成金に消費税額を含めると、控除によって還付を受けた場合、消費税額分の重複受給になるため、該当者への助成金には消費税額を含めない運用となっております。また、確定申告による還付額、実質的な応募者の負担額等については、課税/非課税会社によっても、控除額が変わるため、詳細は税務署又は税理士等にご確認ください。
	39 躍進カーブアウトAの場合、NEDOからの支払について後払いとあるが、自己資金が500万円必要という意味か。	違います。躍進カーブアウトAの場合は、運営管理法人が経費を立て替え、事業終了後にNEDOが運営管理法人へ使用した経費を後払いする形です。但し、旅費や仕入れ先の支払条件によっては、事業者が立替となる場合が御座います。なお、躍進500や躍進3000、躍進カーブアウトBの場合、自己資金等で立て替えて頂く必要があります。
	40 躍進カーブアウトAにおいて費用計上の対象外となる「処分制限財産」とは何か。	処分制限財産とは「取得単価が税抜50万円以上」の財産です。機械装置等の製作・購入については、取得価額が10万円以上（消費税込）、かつ使用可能期間（法定耐用年数）が1年以上のものは「機械装置等製作・購入費」に、それ以外（取得価額が10万円未満、又は使用可能期間が1年未満のもの）は「Ⅲ、その他経費1. 消耗品費」に計上しますが、「取得単価が税抜50万円以上」の機械装置等は処分制限財産に該当します。
	41 躍進カーブアウトAの場合、50万円以上の経費は全て計上できないのか。	50万円以上であっても、完成後1年以内に廃棄する場合は試作品として取扱可能です。50万円未満であっても、複数の要素を組みあわせる事が必須で、組み合わせ後の価格が50万円以上のものは、費用計上できません。
	42 労務費は費用計上できるか。	可能ですが、費用計上するためには就業規則や旅費規程等の整備など、諸条件を満たす必要があります。詳細につきましては、以下の事務処理マニュアル（Ⅵ、労務費）を必ずご確認ください。 <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf</a>
	43 委託費は経費計上できるか。	本事業における研究開発の主体は助成事業者となるため、計上できません。
	44 助成金の「実績払い」について詳しく知りたい。	基本的に助成金の支払は、事業終了後、確定検査を経た後に行う「精算払い」となります。ただし、躍進カーブアウトA以外の事業者で、事業終了前の支払を希望される場合には、NEDOにより資金繰り状況等を確認させていただいた上で、支払対象月迄の支払実績額等を上限とした助成金の支払い「実績払い」を、毎月（事業期間中の最終月を除く）受け付けて実施しています。
	45 会社の総務や経理の担当者の労務費を、補助員費として計上できるか。	総務や経理の担当者の労務費を、補助員費として計上することはできません。研究開発の補助（実験補助や研究資料の整理等）に従事する方が助成対象となります。
	46 労務費として計上を予定している研究員、補助員について、交付申請時に登録した従事予定者を事業期間中に変更することは可能か。	可能です。ただし、実際に変更される際には、事務処理マニュアル等に基づき、必要な手続きを実施していただきます。
	47 助成金総額が3,000万円である場合、共同研究費はその25%である750万円まで計上できるが、この750万円には、共同研究先の間接経費も含まれているのか。	共同研究費は、直接経費と間接経費の合計額で算出することになりますので、間接経費も含めて考慮してください。
	48 クラウドサービス利用料は計上できるか。	提案された研究開発に直接必要な費用であれば計上は可能です。ただし、法人全体で利用されている場合には、NEP事業分の切り出しといった費用の按分方法等について説明をいただく必要があります。
	49 製品の図面製作等を外注することはできるか。	研究開発要素のない図面製作（概念設計等を仕様書にて指示することが可能である場合）であれば可能です。研究開発要素のある業務を外注することはできません。
50 共同研究費には、学術指導料的な費用も含めて良いのか。	一般的な共同研究契約には「学術指導」は含まれないものと理解しております。 なお、大学等の学術機関と共同研究を行う場合には、その学術機関等にて定めた共同研究規程等に基づき、契約を締結することが可能ですので、内容につきましては共同研究先と調整をお願いいたします。また、学術指導が出来る方を「委員会等における外部からの指導又は協力者」に登録し、学術指導に対する謝金を助成費用として計上いただくという方法もありますのでご確認ください。	
51 躍進カーブアウトAについて、個人でも労務費を計上できるか。	個人でも計上できる場合があります。詳細につきましては、以下の事務処理マニュアル（Ⅵ、労務費）を必ずご確認ください。 <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf</a>	
52 研究員が役員の場合、役員報酬を労務費として計上できるか。	法人の役員が研究員の場合、法人の会計上、損金として算入されている役員報酬のみ労務費として計上することが可能です。詳しくは、以下の事務処理マニュアルのP79をご確認ください。 <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf</a>	

53

ソフトウェアの開発費用は外注費として計上できるか。また、海外企業への外注費も計上できるか。

計上は可能です。また、外注先は海外企業であっても計上可能です。ただし、外注費については、研究開発要素を含んだものは計上出来ませんのでご注意ください。

外注費への計上に関して判断に迷う場合には、以下の事務処理マニュアル（VII.その他経費）の外注費をご確認ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf>

※公募説明会での質疑応答ではなく、本FAQに記載している内容を正式な回答とします。